萩山口信用金庫湯田支店	モリタ　ヒロシ	0487588
百五銀行上前津支店	スギノ　ユウジ	240227
武蔵野銀行深谷支店	ヤナギサワ　アキフミ	1059000
福岡銀行宇部支店	テラト　トヨコ	6879
名古屋銀行塩釜口支店	ヨシカワ　タカハル	3462004
留萌信用金庫旭川北支店	ニスギ　ヨシタカ	9170818

⑶　主な犯行態様

ア　前記４⑴記載の同業者名等を名乗って電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。

イ　金員貸付の契約が成立すると、借受人の預貯金口座に現金を振り込む。

ウ　約１週間ないし15日間の期限で、元利金を一括返済させる。一括返済できないときは、利息のみを振り込ませた上、新たに期限を設け、その期日までに元利金を一括返済させる。

エ　元利金の返済及び利息の支払いを、指定された銀行等口座へ振り込ませる。

５　開始決定の時における給付資金の額　金655万3427円

６　支給申請期間　平成25年５月17日から平成25年７月16日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　①長谷川和也　②榊原　綱一、入江　圭則

⑵　裁判所名　①仙台高等裁判所　②山形地方裁判所

⑶　裁判年月日　①平成24年７月26日　②平成24年１月24日

⑷　確定年月日　①平成24年８月10日　②平成24年２月８日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは共謀の上､「アシスト」などの名称で無登録貸金業を営むとともに、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領していたものであるが、平成22年７月21日から同23年６月15日までの間、多数の借受人をして、被告人らが管理する複数の他人名義の口座に現金合計2996万7524円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒990―0046　山形県山形市大手町１番32号

山形地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　023―625―2851

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（山形地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（山形地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第４００２５号

神奈川県藤沢市本町１丁目12番31号
申立人　梅田　　滋
本籍神奈川県藤沢市片瀬361番地、最後の住所神奈川県藤沢市西俣野2083番地の１、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日平成25年３月５日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日大正13年１月１日、職業無職
被相続人　亡　酒井　禀子
事務所横浜市中区日本大通15　横浜朝日会館８階
相続財産管理人　弁護士　糸井　淳一
横浜家庭裁判所

平成２５年（家）第７０５２号

川崎市宮前区宮崎６―16―４
申立人　松田　義夫
本籍東京都杉並区下高井戸５丁目382番地、最後の住所川崎市宮前区宮崎６丁目16番地４、死亡の場所新潟県新潟市西蒲区、死亡年月日平成24年２月20日、出生の場所新潟県佐渡郡相川町、出生年月日昭和12年１月12日、職業不詳
被相続人　亡　松田　道夫
事務所川崎市川崎区東田町８番地　パレール三井ビルディング11階　1101号室
相続財産管理人　弁護士　妻鹿　琢生
横浜家庭裁判所川崎支部

平成２５年（家）第４０４号

静岡県静岡市葵区追手町５番４号
申立人　静岡県信用保証協会
本籍静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷95番地４、最後の住所静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷95番地の４、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日平成23年５月23日、出生の場所静岡県焼津市、出生年月日昭和30年２月14日、職業自営業
被相続人　亡　矢澤　弘行
事務所静岡県静岡市葵区常磐町１丁目４番地の11杉徳ビル503号室
相続財産管理人　弁護士　山下　善弘
静岡家庭裁判所

平成２５年（家）第７０２４号

静岡県富士宮市万野原新田６番地８
申立人　鈴木喜美江
本籍静岡県富士宮市杉田1007番地11、最後の住所静岡県富士宮市杉田1007番地の11、死亡の場所静岡県富士宮市、死亡年月日推定平成24年６月22日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和37年６月５日、職業無職
被相続人　亡　佐野　和弘
事務所静岡県富士市中央町１丁目10番２号
小長谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石野　　弘
静岡家庭裁判所富士支部

平成２５年（家）第２５号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都板橋区南町63番地３、最後の住所沖縄県石垣市字真栄里558番地７　サザンリッチ先嶋209号、死亡の場所沖縄県中頭郡北谷町、死亡年月日平成24年６月25日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和32年１月６日、職業不詳
被相続人　亡　今藤　隆弘
事務所沖縄県石垣市字真栄里204番地の331
オアシスアトールＢｅ－１　103号室
相続財産管理人　籠谷　　鑑
那覇家庭裁判所石垣支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第７７６号

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地　インターワンプレイス京都４階　京都第一法律事務所
申立人　弁護士　藤井　　豊
本籍京都府八幡市川口東扇10番地11、最後の住所京都市左京区岩倉上蔵町161番地　第二北山病院、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成24年３月３日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和28年７月28日、職業無職
被相続人　亡　佐久間秀明
催告期間満了日　平成25年11月25日
京都家庭裁判所